

吹田市商工振興ビジョン 2025 について

1 吹田市商工振興ビジョン 2025 とは

吹田市産業振興条例の施行から 7 年目の平成 27 年度(2015 年度)末に改めて条例の目的や基本理念の更なる具体化を進めるため、吹田市の経済状況や事業所実態等を踏まえ、平成 28 年度(2016 年度)から令和 7 年度(2025 年度)までの 10 年間における商工振興施策の方向性と推進のあり方を示すことを目的として策定されたビジョン。

2 吹田市商工振興ビジョン 2025 の背景

(1) 吹田市産業振興条例

平成 21 年(2009 年)4 月に施行。

産業振興に関する基本理念や施策の方針が定められた条例で、商工業の振興を含めた全ての産業振興施策を推進する上での指針。

(2) 吹田市商工振興ビジョン

平成 7 年(1995 年)3 月に策定。

総合計画に基づく商工振興施策を推進するための個別計画。

(3) 吹田市新商工振興ビジョン

平成 18 年(2006 年)3 月に策定。

上述の『吹田市商工振興ビジョン』の改訂版。

平成 18 年度(2006 年度)から平成 27 年度(2015 年度)までの 10 年間を計画期間として、吹田市第 3 次総合計画の下、市民、商工業者及び行政が協働して推進する「まちづくり」のため、本市の商工業の目指すべき方向を示すもの。

(4) 策定経過

『吹田市商工振興ビジョン 2025』は、吹田市新商工振興ビジョンの効果と課題を踏まえた上で策定。

平成 26 年度(2014 年度)及び平成 27 年度(2015 年度)の 2 年度間、吹田市商工業振興対策協議会において、吹田市商工振興ビジョン策定専門部会を開催し、必要な意見等を聴取。

3 吹田市商工振興ビジョン 2025 の位置付け及び計画期間

(1) 位置付け

本市の最上位計画である「総合計画」の下に位置付けられるもの。

吹田市産業振興条例の考え方に基づき、基本理念、基本方針、施策及びアクションプランを定めることで、商工振興施策推進のための実効性のある個別計画として活用を行うもの。

(2) 計画期間

平成 28 年度(2016 年度)から令和 7 年度(2025 年度)までの 10 年間。

4 基本理念及び基本方針

基本理念として、本市が商工振興施策の推進を通じて実現すべき将来像と、その将来像を実現するために必要となる五つの基本方針を示します。

また、基本方針については、今後本市が推進すべき商工振興施策を明確化するために、それぞれの方針に沿った施策への具体化を行います。

(1) 基本理念

『地域経済の循環及び活性化による都市活力の創造』

吹田市産業振興条例は「産業基盤の安定及び強化並びに地域経済の循環及び活性化を図り、もって就労機会の増大及び安心安全な市民生活の確保に資するとともに、調和のとれた地域社会の発展に寄与すること」を目的としており、産業の振興の推進にあたっては、同条例の基本理念にもあるとおり、行政、市民、事業者及び経済団体等による協働、事業者の自助努力及び創意工夫、そして市内事業者の大部分を占める中小企業者、とりわけ小規模企業者の発展が不可欠です。

そこで、本ビジョンにおいて「地域経済の循環及び活性化による都市活力の創造」を基本理念として掲げ、令和7年度（2025年度）までの10年間における本市の商工振興施策の方向性と推進のあり方を示します。

(2) 基本方針

I 「地域経済の新たな担い手の創出 — innovation —」

本市は高い開業率を有しており、地域経済の活性化を推進していくにあたっては、強みである開業率を更に高め、事業者の成長分野への業態転換や円滑な事業承継を支援して、多様な産業の創出と雇用拡大につなげていくことが必要です。

創業者の発掘と創業及び第二創業の促進、創業後間もない事業者に対する事業継続支援に取り組み、商店街等においては、空き店舗への創業者の出店による組織活性化等を支援することで、地域経済の新たな担い手の創出を図ります。

II 「地域に根付いた産業集積の維持及び拡大 — cluster —」

本市においては、市域南部に事業所が集積している一方で、住工混在等の操業環境の悪化による市外移転が進んでいます。

事業所の市外移転を防ぐことも重要であるが、事業所が移転した場合にその跡地を再び事業用地として活用することも重要です。

そこで、強みである交通利便性の高さや、若手人材を豊富に輩出する大学の集積等を活かし、新たな雇用や取引を生み出す成長企業の誘致を進め、市内定着を支援することで、地域に根付いた産業集積の維持及び拡大を図ります。

III 「地域経済を支える中小企業者の育成 — development —」

本市の産業振興においては、事業所数及び従業者数の大部分を占め、地域経済を支えている中小企業者の発展が不可欠です。

中小企業者の現状把握を進め、各事業者の実態に応じた効果的な支援を行い、市内産業の底上げと成長企業の更なる育成を図ります。

Ⅳ「地域に根付いた魅力ある商業地づくり — community —」

市内の商業地においては、利便性の向上や安心安全の確保、魅力ある個店の集積等、地域住民のニーズへの更なる対応が求められています。また、市内の商業地が地域に根付くためには、商業者や地域住民が互いに交流を図ることのできる地域コミュニティの核としての機能も必要とされています。

本市においては、商業者による組織活動の活性化や地域住民との協働による取組を支援すること等により、地域に根付いた魅力ある商業地づくりを図ります。

Ⅴ「地域における事業活動の活性化に向けた環境整備 — platform —」

支援を必要とする事業者が必要な情報を得ることができるよう、行政と経済団体等が連携し、支援施策等についての情報発信機能を強化するとともに、事業者間、事業者と行政、市民、大学、研究機関等との交流及び連携を支援し、多様なネットワークの形成を促進していくことで、市内事業者の課題解決と事業活動の更なる活性化に向けた環境整備を図ります。

5 ビジョンの中間見直し及び後期アクションプランの策定

(1) 中間見直しの見送り

本ビジョンは、10年後の将来像である基本理念とその実現のための基本方針を掲げています。

しかし、社会経済動向や本市の産業の動向の変化等により、修正が必要となる状況を考慮し、5年目の令和2年度(2020年度)にビジョンの中間見直しを行うことを予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大により事業者の経済活動等をはじめとする社会経済動向が著しく変化している状況を踏まえて見送りました。

そのため、現行の令和7年度(2025年度)までを計画期間とする吹田市商工振興ビジョン2025を継続しています。

(2) 後期アクションプランの策定

前期アクションプランを基本に、この間の進捗状況を踏まえて一部修正を加えて、令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までの5年間を計画期間とする後期アクションプランの策定を行いました。

(3) 令和3年度(2021年度)新型コロナウイルス感染症影響調査労働事情調査

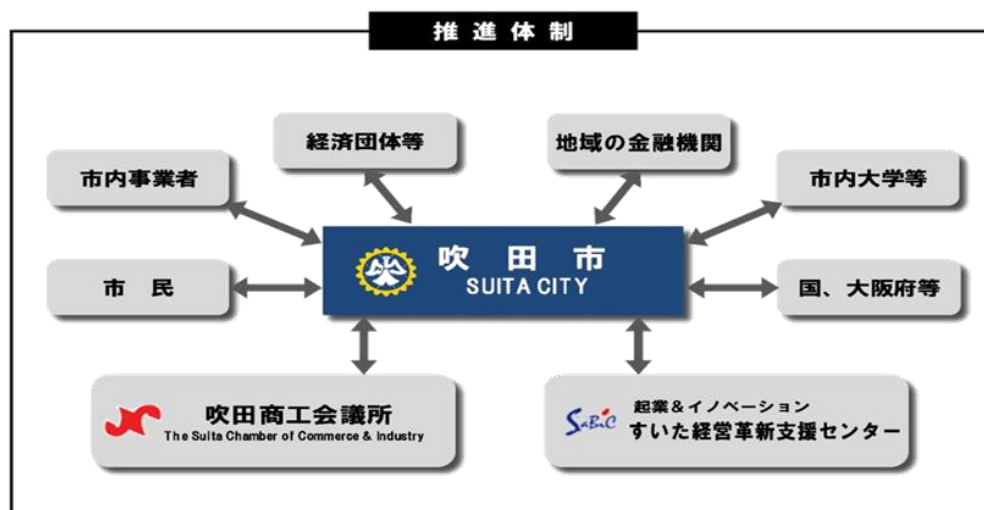
新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、事業者の事業活動や商工振興施策に対するニーズの変化が予想されたので、次期ビジョンの策定作業につなげるため、改めて事業者の実態調査を行いました。

6 ビジョンの実現に向けて

(1) ビジョンの推進体制の構築

本ビジョンの推進のためには、基本理念、基本方針、吹田市産業振興条例の考え方を行政内部で共有して、全庁的な推進体制を整備し、市民、事業者及び経済団体等に周知を徹底することで、全市的にビジョンの目指す方向性を共有することが重要です。

その上で、行政、市民、事業者及び経済団体等が、吹田市産業振興条例に基づく役割を踏まえて、連携することで、ビジョンの実現に向けた取組を進めています。



（２）後期アクションプランの進捗管理

令和７年度（2025 年度）までの各年度において、前期アクションプランと同様に吹田市商工業振興対策協議会において、年度当初に各事業の成果指標及び目標値を確認し、目標値の達成状況及び検証結果について報告して、それに対する意見聴取等を行いながら、後期アクションプランの進捗管理を実施しています。

なお、毎年度の 10 月頃開催の吹田市商工業振興対策協議会において、当該年度進捗状況の中間報告をしています。

実際の進捗管理については、吹田市商工業振興対策協議会においてお示しします「吹田市商工業振興ビジョン 2025【後期アクションプラン】」を用いて行います。